



## 600 V ビニル絶縁ケーブル (IEC仕様)

JIS C 3361 : 2009

(JCMA)

平成 21 年 7 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	小田 哲治	東京大学
(委員)	池田 久利	IEC/SB1 委員 (株式会社東芝 電力・社会システム社)
	石塚 祥雄	社団法人日本原子力産業協会
	大石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	長田 明彦	社団法人日本配線器具工業会
	香川 利春	東京工業大学
	亀田 実	社団法人日本電線工業会
	近藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	前田 育男	IDEA 株式会社
	佐々木 喜七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	佐藤 政博	財団法人電気安全環境研究所
	島田 敏男	社団法人電気学会
	高橋 健彦	関東学院大学
	千葉 信昭	社団法人電池工業会 (東芝電池株式会社)
	鈴木 篤篤	社団法人日本電球工業会 (日立ライティング株式会社)
	徳田 正満	武藏工業大学
	中村 複之	社団法人日本電機工業会
	能見 和司	電気事業連合会
	飛田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟
	山田 秀	筑波大学
(専門委員)	安藤 栄倫	財団法人日本規格協会

---

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 21.7.20

官報公示：平成 21.7.21

原案作成者：社団法人日本電線工業会

(〒104-0045 東京都中央区築地 1-12-22 コンワビル TEL 03-3542-6035)

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

審議専門委員会：電気技術専門委員会（委員会長 小田 哲治）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>序文</b> .....	1
<b>1 適用範囲</b> .....	1
<b>2 引用規格</b> .....	1
<b>3 種類及び記号</b> .....	1
<b>4 特性</b> .....	2
<b>5 材料、構造及び加工方法</b> .....	3
<b>6 試験方法</b> .....	8
<b>6.1 導体抵抗試験</b> .....	8
<b>6.2 耐電圧試験</b> .....	8
<b>6.3 導体検査</b> .....	8
<b>6.4 寸法の確認</b> .....	8
<b>6.5 常温での絶縁抵抗測定</b> .....	8
<b>6.6 導体最高許容温度での絶縁抵抗測定</b> .....	8
<b>6.7 4時間耐電圧試験</b> .....	9
<b>6.8 寸法</b> .....	9
<b>6.9 機械的特性</b> .....	9
<b>6.10 熱可塑性</b> .....	9
<b>6.11 その他の特性</b> .....	9
<b>6.12 難燃試験</b> .....	9
<b>7 試験</b> .....	9
<b>7.1 試験に関する定義</b> .....	9
<b>7.2 出荷試験</b> .....	9
<b>7.3 抜取試験</b> .....	9
<b>7.4 電気形式試験</b> .....	10
<b>7.5 非電気形式試験</b> .....	10
<b>8 製品の呼び方</b> .....	10
<b>9 表示及び包装</b> .....	10
<b>9.1 ケーブルの表示</b> .....	10
<b>9.2 包装の表示</b> .....	10
<b>9.3 包装</b> .....	10
<b>附属書 JA (参考) JIS と対応する国際規格との対比表</b> .....	11
<b>解 説</b> .....	13

## まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本電線工業会（JCMA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

# 600 V ビニル絶縁ケーブル (IEC 仕様)

600 V Polyvinyl chloride insulated cables

## 序文

この規格は、2004年に第2版として発行された**IEC 60502-1**を基に作成した日本工業規格であるが、国内法規との整合を図るため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で対応国際規格の技術的内容を変更している箇所は、変更の一覧表にその説明をつけて附属書**JA**に示す。

## 1 適用範囲

この規格は、600 V以下の回路に用いる、塩化ビニル樹脂を主体としたコンパウンド（以下、ビニルという。）を絶縁体及びシースとするビニル絶縁ケーブル（以下、ケーブルという。）について規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**IEC 60502-1 : 2004, Power cables with extruded insulation and their accessories for rated voltages from 1 kV ( $U_m = 1,2 \text{ kV}$ ) up to 30 kV ( $U_m = 36 \text{ kV}$ ) – Part 1 : Cables for rated voltages of 1 kV ( $U_m = 1,2 \text{ kV}$ ) and 3 kV ( $U_m = 3,6 \text{ kV}$ ) (MOD)**

なお、対応の程度を表す記号(MOD)は、**ISO/IEC Guide 21**に基づき、修正していることを示す。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 3667** 定格電圧 1 kV～30 kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品－定格電圧 0.6/1 kV のケーブル

## 3 種類及び記号

種類及び記号は、表1による。

表1－種類及び記号

種類	記号 <sup>a)</sup>
600 V ビニル絶縁ビニルシースケーブル丸形 (IEC 仕様)	600 V PVC/PVC (VVR) <sup>b)</sup>
注 <sup>a)</sup> 記号の意味は、次による。	
PVC, V：ビニル	
R：丸形	
<sup>b)</sup> VVR はVVとしてもよい。	